

○須高行政事務組合職員の職務に専念する 義務の特例に関する条例

(昭和41年12月26日条例第7号)

改正 昭和52年6月15日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員の職務に専念する義務の免除については、須坂市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年須坂市告示第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。